



TAABUS E

広報たぶち

Public Relations No.1041

—第29回 たぶせ・城南ホタルまつり
～いのち育み 未来へつなぐ～ 笑顔と元気あふれる住みよいまち 田布施

6
2023

『田布施ぼうさいフェスタ 2023』を開催します

問総務課総務係 ☎ 52-5802

防災意識の高揚を図り、また大規模災害に備え、防災関係機関との連携強化を図ることを目的に、4年ぶりに『田布施ぼうさいフェスタ』を開催します。

災害時に命を守るには、一人ひとりが平常時から『自分は何をすべきか』を考え、災害に備えることが大切です。どなたでも参加・見学できますので、ぜひお越しください。

■日時

6月25日(日)

午前9時～午前11時30分(小雨決行)

※避難訓練は午前8時から実施します。

■場所

田布施農工高等学校敷地内

■内容

◇訓練…避難訓練・避難所開設運営訓練、炊き出し訓練、ヘリによる救急救助訓練、応急給水訓練

◇展示・体験…消防防災ヘリコプター展示、高校生主催防災スタンプラリー、自衛隊服の試着、警察・消防・給水タンク車の展示、給水袋利用体験、災害状況パネル展示、防災グッズの展示・販売など
※雨天の場合、内容を変更または中止する場合があります。

◇消防防災ヘリコプター

- ・救出救助訓練 10時30分～(高校グラウンド)
- ・展示見学 11時～(高校グラウンド)

◇高校生主催防災スタンプラリー

2つスタンプを集めると防災関連グッズをプレゼントします。

4つ全部スタンプを集めると、防災グッズが当たる抽選券をプレゼントします。

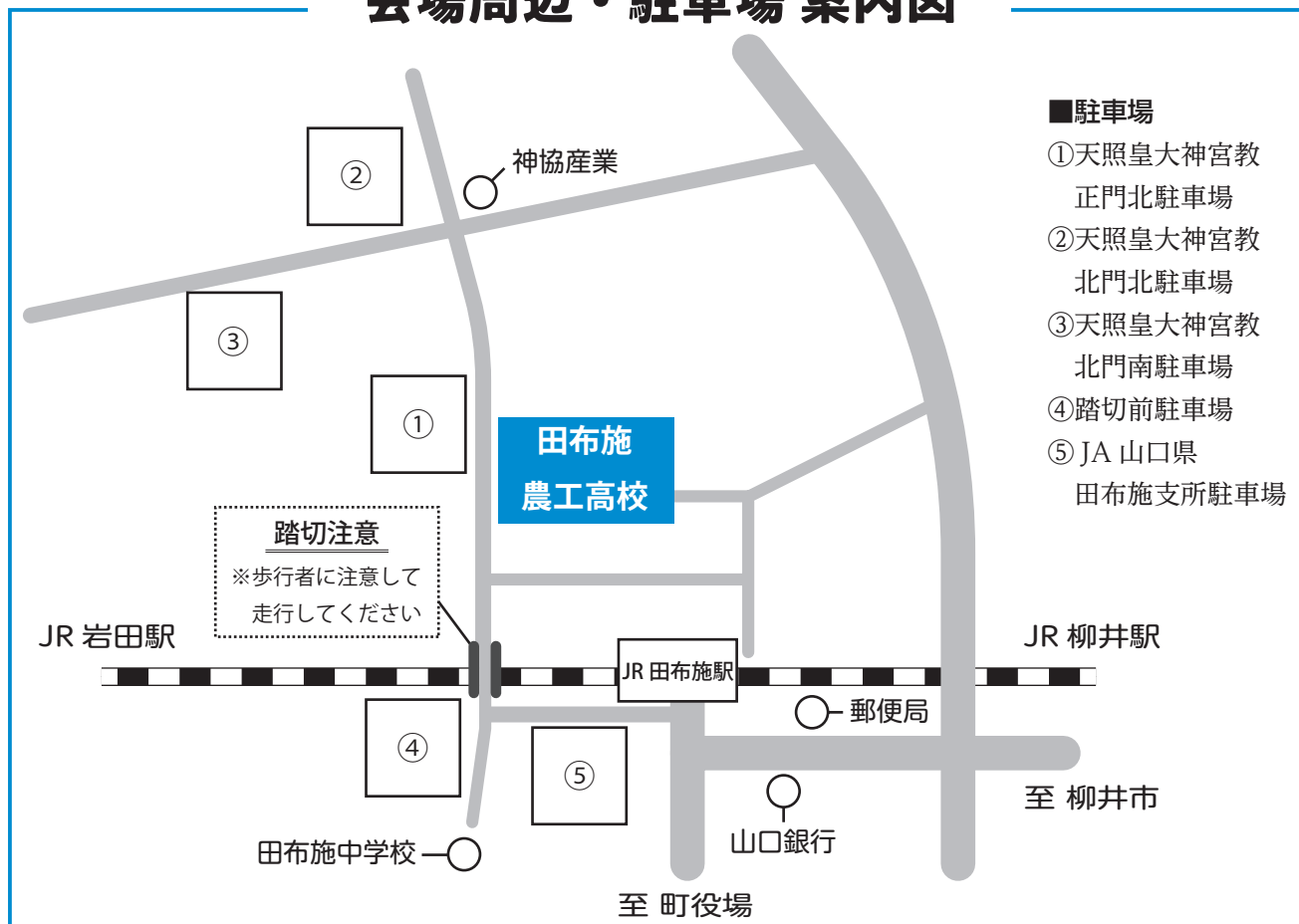
■駐車場

JA山口県田布施支所駐車場、天照皇大神宮教駐車場など

※下記『会場周辺・駐車場案内図』で確認してください。



会場周辺・駐車場案内図



防災行政無線の放送内容

電話で内容を確認することができます。

☎ 51・4011

マイナポイント申請支援の特設ブースを役場内に設置しています

閭町民福祉課住民係 ☎ 52-5811

9月30日まで、役場内でマイナポイントの申請受付支援を行っています。『マイナポイントって何?』『キャッシュレスって何?』『どうすればポイントがもらえるの?』という質問から、実際のポイント予約まで、マイナポイントに関することはお尋ねください。

役場内にタブレットを設置し、テレビ電話でオペレーターがスタンドスキャナーやICカードリーダーを用いてお手伝いします。オペレーターによる代理入力なども一部行いますので、安心してご利用ください。

◇場所 役場 1 階 西玄関特設ブース

◇時間

平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

◇できること

- ・マイナポイントについてのお問い合わせ
- ・マイナポイント設定

※決済サービスによっては、5月末でマイナポイントの受付を終了している事業者もあります。登録したい決済サービスについて事前にご確認のうえ、ご来庁ください。

※マイナポイント設定は、申請者本人が窓口にお越しください。

◇申し込みに必要なもの

- ・マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）
- ・利用者証明書用の暗証番号（4桁）
- ・利用したいキャッシュレス決済サービスのIDおよびセキュリティコード

※決済サービスによっては、申し込み前に別途、事前の登録手続きがご自身で必要な場合があります。事前の登録手続きが完了した状態でご来庁ください。

- ・公金受取口座の登録もする場合は、申請者本人名義の通帳または口座情報がわかるもの

あなたの家は地震に強い家ですか？～木造住宅の耐震診断と改修費用を補助します～

地震による犠牲者の多くは、耐震基準が厳しくなる昭和56年5月31日以前に建てられた家屋の倒壊が原因とされています。

町では、地震に対する木造住宅の安全性の向上を図るため、無料で『耐震診断』を実施し、『耐震改修』に係る費用の一部を補助します。

■対象建物（次の全てを満たすこと）

- ・昭和56年5月31日以前に着工された町内にある3階建て以下の一戸建て木造住宅（店舗などの用途を兼ねるものは、店舗などに使用する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のもの）
- ・在来軸組工法、桝組壁工法、伝統工法のいずれかで建築されていること

■内容

◇無料耐震診断

耐震診断員を派遣し、無料で耐震診断を実施

◇耐震改修補助

- ・耐震診断の結果が倒壊の危険性があり、改修により評点を1.0以上に向上させる改修工事の費用の一部を補助
- ・補助金額 改修経費の80%（限度額100万円）

◇申込期限 11月30日（木）

◇その他

予算の範囲内での受付けとなります。

◇申込み・問合せ先 建設課土木管理係

☎ 52-5807

家電4品目の指定引取場所が変わりました

閭町民福祉課環境係 ☎ 52-5810

令和5年5月1日から、家電4品目の指定引取場所である『日本通運株式会社周南支店』の引取場所の所在地および連絡先が下記のとおり変更になりました。

※『日本通運株式会社周南支店』の情報は、ごみ出しマニュアル10ページに掲載しています。

	変更前	変更後
所在地	周南市河東町1番1号	周南市野村3丁目14番2号
電話番号	0834-22-0202	0834-63-2226
FAX	0834-21-1964	0834-63-2126

5/9

令和5年春の叙勲・瑞宝単光章 (危険業務従事者)を受章

元光地区消防組合の岩本宏司さん（大波野上自治会）が瑞宝単光章を受章されました。岩本さんは、昭和48年4月に光地区消防組合に採用以来、42年間、消防活動、消防装備の充実強化や消防水利の把握に努め、消火栓の設置など長期的な計画立案に尽力されました。また、平成22年4月からは東消防署の署長に就かれ、平成27年3月末の退職まで、消防団との連携を密にされ、災害時の効率的な活動に取り組まれました。



5/19

感謝状が贈呈されました

行政相談委員の宮尾純子さん（一本松自治会）に、山口行政監視行政相談センター所長から感謝状が贈られました。宮尾さんは、令和3年4月1日付で行政相談委員を委嘱されて以来、行政に関する苦情の解決などにご尽力されています。また、保護司としてもご活動されており、これからも多方面でのご活躍が期待されています。



▲城南小学校
6年生「租税教室」



▲東田布施小学校
「1年生いらっしやい集会」



▲麻郷小学校
5年生「救急法講習」

新学期、頑張っています！



▲田布施中学校
1年生「集団づくり」



▲田布施西小学校
「1年生おめでとうございます集会」

祝

百寿 おめでとうございます！

4月に百歳を迎えられた中谷操さん（蓮輪自治会）を訪問し、お祝いしました。



4/29

田布施町スポーツ少年団が集結！

4年ぶりに『スポーツ少年団結団式』が、TAIKOスポーツセンター第2体育館で行われ、9団体が集結しました。

式典では、全団員を代表して、大山般輝さん（麻郷ベアーズスポーツ少年団）が、『団員誓いのことば』を力強く述べ、スポーツ少年団の今後の発展を誓いました。



今年も『たぶせ敬老イベント』を支援します

問健康保険課 長寿支援係 ☎52-5809

今年も、高齢者が参加しやすい小規模な敬老イベントの開催を推奨します。既存の団体や、町民のグループによる自主的な企画で、地域の皆さんと高齢者がお互いに支え合い、つながりを深める敬老イベントを町が支援します。

■対象となるイベント

10～30人程度の参加対象者を招く小規模な敬老イベント

※参加対象者とは田布施町住民基本台帳に記載された9月1日現在で75歳以上の人。

※ふれあい・いきいきサロンや婦人会、老人クラブ、地域実行委員会、老人福祉施設などが実施するイベントも対象となります。

■イベント実施期間

9月1日～11月30日に開催する敬老イベント

■助成内容

次の①②の合計額

①1イベントあたり40,000円

②イベントの参加者（75歳以上）1人あたり1,500円

※参加者は1つのイベントへの参加に限り補助対象となります。

■申請方法

健康保険課に備付けの『たぶせ敬老イベント事業補助金申請書及び事業計画書（イベントの実施内容や日程、団体の代表者、参加予定者名簿など）』に必要事項を記入し提出してください。

なお申請書の様式は町のホームページにも掲載しています。詳しいことは健康保険課長寿支援係（1階⑦窓口）にお問い合わせください。

■申請期限

開催日の2週間前までに申請してください。



『古代のロマン感じるギャラリートーク』と埋蔵文化財巡回展

昔の東田布施地域を紹介する『古代のロマン感じるギャラリートーク』と、大波野に所在の『納蔵原古墳1号墳・2号墳』を出土遺物などの展示をして紹介する埋蔵文化財巡回展を開催します。

■『古代のロマン感じるギャラリートーク』

◇会場

東田布施公民館 2階大会議室

◇日時

7月2日（日）午前10時

◇募集人数

50人

◇問合せ・申込み先

社会教育課社会教育係（文化財調査室）

☎25-3185

※参加を希望する人は、事前に申込みをしてください。



■大波野字納蔵の古墳展

会場	巡回展覧会日程
東田布施公民館	6月26日（月）～7月7日（金）
田布施町郷土館	7月11日（火）～8月6日（日）
城南公民館	8月8日（火）～8月21日（月）
西田布施公民館	8月22日（火）～9月4日（月）
麻郷公民館	9月5日（火）～9月18日（月）
麻里府公民館	9月19日（火）～10月2日（月）

※会場入口付近に展示スペースを設置しています。

【 国民健康保険税について 】

国民健康保険は世帯単位で加入し、世帯主が納税義務者になります。世帯主が加入者でない場合でも世帯に加入者がいる場合、納税義務者は世帯主になります。

国民健康保険税には、医療給付費分・後期高齢者医療支援分・介護納付金分があり（介護保険分は40歳～64歳の被保険者が対象）、それぞれに被保険者の所得に応じた所得割、世帯の被保険者数に応じた均等割、世帯毎の平等割があり、これらを合計して税額を算出します。

また、75歳到達後は後期高齢者医療制度に加入することになります。

■令和5年度 税率および計算方法（【 】内は改正前）

内訳	計算方法	税率など		
		医療給付費分	後期高齢者医療支援分※	介護納付金分（40～65歳）
所得割額	（令和4年中の所得金額－基礎控除43万円） ×税率	6.4%	2.5%	2.1%
均等割額	被保険者1人あたり	23,000円	8,000円	10,000円
平等割額	1世帯あたり	20,000円	7,000円	5,000円
保険税年額	所得割額＋均等割額＋平等割額 （ただし、賦課限度額まで）	賦課限度額 65万円	賦課限度額 22万円 【20万円】	賦課限度額 17万円

※後期高齢者医療支援分の賦課限度額は、地方税法施行令の改正により引き上げとなります。

■軽減・減免について

◇子ども均等割軽減の導入（申請不要）

子育て世代の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入する子ども（未就学児）の均等割額は5割軽減となります。

◇均等割額・平等割額の軽減制度（申請不要）

世帯主および被保険者の令和4年中の所得金額が一定の基準以下の場合、均等割額・平等割額の軽減制度があり、条件により2割・5割・7割の軽減割合となります。

◇後期高齢者医療制度に伴う経過措置（申請不要）

被保険者が後期高齢者医療制度に移行する世帯で、世帯構成や収入が変わらない場合は、これまでと同様に保険税の軽減を受けることができます。

また、後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人になる場合、5年間は平等割額が2分の1となり、その後、世帯の状況に変更がない場合は、更に最長3年間平等割額が4分の3となります。

◇被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する場合（申請が必要）

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する人の被扶養者で65歳～74歳の人新たに国民健康保険に加入する場合は、申請による減免措置があります。

資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、均等割額と平等割額を5割減免します。これは今年度以前に資格を取得した旧被扶養者にも適用されます。なお、所得割額についてはこれまでどおり免除されます。

◇非自発的失業者の軽減（申請が必要）

倒産や解雇などにより国民健康保険に加入された人で一定の条件を満たす場合は、申請により国民健康保険税の軽減措置が適用されます。

健康保険課の窓口で申請を受け付けますので、雇用保険受給資格者証を持参してください。なお、国民健康保険の加入と併せて行う場合は、健康保険資格喪失証明書が必要となります。

【 介護保険サービスについて 】

問健康保険課 長寿支援係 ☎52-5809

■介護保険負担割合証の更新

現在お使いの介護保険負担割合証の有効期限は令和5年7月31日です。8月以降に使用する介護保険負担割合証を7月中に送付しますので、介護サービスを利用する際は、『介護保険被保険者証』と一緒に『介護保険負担割合証』をサービス提供事業者に提示してください。

■介護保険負担限度額認定証の更新

介護保険施設などを利用する際、市町村民税が非課税世帯など一定の要件に該当する場合は、申請により食費や居住費の負担軽減を受けることができます。詳細な要件などは、お問い合わせください。現在、負担限度額認定を受けている人（有効期限は令和5年7月31日）には、更新案内を送付しますので引き続き負担限度額認定が必要な場合は更新の手続きを行ってください。

【 介護保険料について 】

問健康保険課 賦課徴収係 ☎52-5809

65歳以上の人の介護保険料の額は、介護保険給付の見込み額から算出した基準額をもとに、その人の前年の所得内容や世帯の課税状況に応じて決まります。

介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◇令和5年度 所得段階別の介護保険料

対象となる人	保険料年額
住民税非課税世帯で、生活保護、老齢福祉年金を受給している	第1段階 16,800円
住民税非課税世帯で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が80万円以下	
住民税非課税世帯で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が80万円を超え120万円以下	第2段階 28,000円
住民税非課税世帯で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が120万円を超える	第3段階 39,200円
世帯に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が80万円以下	第4段階 50,400円
世帯に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が80万円を超える	第5段階 56,000円 (基準額)
本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	第6段階 67,200円
本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	第7段階 72,800円
本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	第8段階 84,000円
本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上	第9段階 95,200円

【 後期高齢者医療保険料について 】

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と一定以上の障がいがあると認定された人が加入する健康保険制度です。制度を運営する県広域連合が2年ごとに保険料の見直しを行っています。

令和5年度の所得割率及び均等割額は以下のとおりです。令和4年度から金額の変更はありません。

■令和5年度の所得割率及び均等割額

所得割率	均等割額	賦課限度額
10.34%	53,417 円	66 万円

■均等割額の軽減制度

法改正により均等割額の軽減要件が変更となりました。世帯主および被保険者の前年の所得金額が次の要件に該当した場合、均等割額の軽減が適用されます。申請は不要です。

軽減区分	令和5年度の軽減要件
均等割額が7割軽減される場合	所得金額が43万円以下
均等割額が5割軽減される場合	所得金額が「43万円 + (29万円×被保険者数) + 10万円×(年金・給与所得者数 - 1)」以下
均等割額が2割軽減される場合	所得金額が「43万円 + (53.5万円×被保険者数) + 10万円×(年金・給与所得者数 - 1)」以下

◇被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する場合

後期高齢者医療制度の加入前に被用者保険の被扶養者であった人は、保険料の負担を減らすため、所得割額の負担はなく、均等割額は5割軽減されます。(申請不要)

なお、均等割額の軽減は、資格取得後2年を経過する月までの間に限ります。

【 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付について 】

7月中旬に今年度の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税(納付)通知書を納税(納付)義務者に送付します。保険税や保険料の支払い方法は次のとおりです。

◇納付書または口座振替でお支払いの場合

年額を8回(7月～翌年2月まで毎月)に分けて納付書または口座振替で納付

◇年金から天引きでお支払いの場合

年金の支給額から事前に差し引き納付

◇条件により納付書または口座振替と年金から天引きの併用となる場合

(例1) 納付書または口座振替により7月・8月・9月分を納付し、残りの額を10月・12月・翌年2月に年金からの天引きで納付

(例2) 年金から天引きにより4月・6月・8月分を納付し、残りの額を6回(9月～翌年2月まで毎月)に分けて納付書または口座振替で納付

※国民健康保険税および後期高齢者医療保険料については、保険税(料)の滞納がないなど一定の条件に該当する場合、申請により年金天引きから口座振替に変更することができます。健康保険課賦課徴収係で申請してください。(介護保険料は変更できません。)なお、口座振替で支払った保険料は、口座名義人が確定申告や年末調整を行う場合に控除対象となります。

※災害など特別な事情により保険税(料)を納めることが困難な場合は、徴収の猶予または減免が適用されることがあります。詳細は、健康保険課賦課徴収係にお問い合わせください。

国民年金保険料の免除申請を

7月3日から受け付けます

国民年金には経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

を増やすことができます。また、申請月から2年1か月以内に未納の期間があれば、遡って免除・猶予の申請ができます。過去の申請は、随時、受付けていますので、保険料を未納のまま放置せず、お早めに手続きをしてください。

令和5年度（令和5年7月分・令和6年6月分）の免除や猶予を希望する人は、健康保険課（1階⑥窓口）または徳山年金事務所で7月3日から申請ができます。

◆問合せ先

・日本年金機構
徳山年金事務所
☎ 0834・31・2152
・健康保険課保険年金係
☎ 52・5809

ん。

なお、保険料の納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。10年以内であれば免除・猶予された保険料をあとから納めること（追納）ができ、受給額



▲日本年金機構
徳山年金事務所
ホームページ

徳山年金事務所

年金相談のご案内

年金相談会を実施しますの
で、お気軽にご利用ください。

年金相談会は完全予約制とな
っていますので、希望する人
はご予約をお願いします。

※役場での予約受付はできません。

◆日時 7月20日（木）

午前10時～午後4時

（正午～午後1時の間は除く）

◆場所

役場1階 会議室棟A・B

◆持参品

・基礎年金番号のわかるもの
（年金手帳、基礎年金番号通
知書、年金証書など）

・相談者本人の確認ができるも
の（運転免許証など）

※代理人による相談の場合は
『委任状』および『代理人本人
の確認ができるもの』を持参
してください。

◆予約受付期限 7月19日（水）

◆申込み・問合せ先

徳山年金事務所

☎ 0834・31・2152

※自動音声案内に従って『1』の
後に『2』を押してください。

後期高齢者医療制度の『お口』の健康診断

山口県後期高齢者医療広域連合では、歯や歯肉の状態及び口腔清掃状態などをチェックし、口腔機能の低下防止を図ることを目的に、お口の健康診断を無料で行っています。

◆健診項目

口腔状態（虫歯や歯周病の有無など）、嚥む力、
舌の動き、のみこむ力の確認など

◆対象者

- ①前年度において75歳年齢到達により新たに
被保険者資格を取得した人
- ②前年度において障がい認定により新たに被保
険者資格を取得した人
- ③受診を希望する人
※今年度の新規資格取得者を除く
※先着1,000人

◆期間

6月1日（木）～令和6年1月31日（水）

◆実施場所

受診券に実施歯科医療機関を同封

◆持参品

- ・お口の健康診断受診券
※①②の人には、郵送にて送付しています。
※③の人は、健康保険課で受診券交付申請が
必要です。
- ・同封の質問票
- ・後期高齢者医療被保険者証

◆自己負担額

無料

◆問合せ先

山口県後期高齢者医療広域連合 業務課保健
事業推進係

☎ 083-921-7112

= 田布施 漁ある暮らし =

問経済課 地域振興係 ☎ 52-5805

～漁師になりたい！でも、どうやって？～

昔、漁師（漁業者）は家業というイメージでしたが、今では漁業も農業と同じように未経験だったり地元出身ではない人が漁師になるのが当たり前の時代になりました。

日本全国あちこちに、新卒で漁師になった人やサラリーマンから転職した漁師がいます。

『自分も漁師になりたい！』と思った人のために、漁師になる方法のひとつを紹介します。

Step 1 まずは、情報収集！

漁業種類や地域によって働き方や生活スタイルは異なります。

『漁師.jp』や『山口県で漁師になろう』などのホームページで漁業について調べてみましょう。

セミナーや体験会に参加すれば、現役漁師の生の声を聞くことができます。



Step 2 漁業就業支援フェアに参加！

募集をしている漁協や漁業会社のブースで話をしてみましょう。

生活のことやお金のこと、踏み込んだ話まで出来る機会です。

フェアでマッチングが出来れば、短期研修、長期研修を経て漁師としてのデビューが待っています。



▲昨年開催された『漁業就業支援フェア』の様子

◇ホームページの紹介

『漁師.jp』

(全国漁業就業者確保育成センター)

全国の漁業に関する求人や就業支援制度の情報、セミナーやフェアの告知のほか実際の漁業の様子を動画で見ることができます。



動画は全国 10 地区の漁業種類を紹介したもので、山口県漁協田布施支店の漁業者が小型底びき網漁を行う様子も掲載されています。

<https://youtu.be/CxFkd1951L0>

『山口県で漁師になろう』

(山口県漁業就業者確保育成センター)

県内で行われている漁業の情報や支援の流れが掲載されています。

県では、経験ゼロからでも漁師になれるように研修制度が用意されています。自分の目指す漁師のイメージが出来たら、『山口県漁業就業支援フェア』にご参加ください。

<https://www.jf-yimg.or.jp/ryoushi/>



山口県漁協田布施支店からのお知らせ

山口県漁協田布施支店は今年の山口県漁業就業支援フェアへの出展を予定しています。『田布施町で漁師になりたい！』と思った人は、ぜひご参加ください。

開催日程などの詳細は山口県漁業就業者確保育成センターホームページ『山口県で漁師になろう』でご確認ください。

青少年健全育成町民会議 および 防犯パトロール隊 について

田布施町青少年健全育成町民会議事務局
(社会教育課内) ☎ 52-5813
田布施防犯パトロール隊事務局
(総務課内) ☎ 52-5802

次代を担う青少年が大きな夢と豊かな心を持って、たくましく成長することは、町民すべての願いです。青少年を健全に育成するには、家庭・地域・学校など、あらゆる人々による、町民が一体となる運動が不可欠です。

青少年健全育成町民会議では、地域補導委員会によるパトロール活動、子育て講座の開催、『町民会議だより』の発行などを行っています。

防犯パトロール隊では、町民の安全な生活を守るため、町内パトロールなどを実施しています。

会費のお願い

『青少年健全育成町民会議』と『防犯パトロール隊』の活動は、町民の皆さまの支援によって行われています。これらの重要性を理解いただき、活動のための会費に、ご協力をお願いします。

会費 一口 300円

内訳：町民会議 一口 200円
防犯パトロール隊 一口 100円

※1世帯で複数人が入会することも、1人で複数口入会することも可能です。

※各地域の補導委員などが地域の実情に応じた方法で集金します。



令和5年度 主な実施事業・事業予定 【青少年健全育成町民会議】

月 日	行 事
5月～12月	補導委員夜間パトロール（各地域）
6月10日（土）	田布施町青少年健全育成町民会議総会
7月29日（土）	町民会議体験活動『カヌーに乗って遊ぼう！』
8月25日（金）	補導委員夜間パトロール（全体）
10月～3月	たくましい田布施っ子育成事業 （就学児子育て講座・思春期子育て講座）
11月下旬	青少年健全育成作文集発行
1月～3月	小学6年生と地域補導委員などのふれあい会

【防犯パトロール隊】

月 日	行 事
4月2日（日）	たぶせ桜まつりパトロール
4月15日（土）	田布施防犯パトロール隊総会
5月25日（木）	田布施防犯パトロール隊だより40号発行
6月中旬	青色パトロール車パトロール実施者講習会
7月3日（月）	『国民安全の日』一斉パトロール
7月1日～31日	公園・遊園地の点検
9月21日（木）	田布施防犯パトロール隊だより41号発行
10月下旬	駅前駐輪場の放置自転車整理
12月28日（木）	歳末一斉パトロール
1月25日（木）	田布施防犯パトロール隊だより42号発行

幼児・小学生水泳教室の 参加者を募集します

■対象者

- ・幼児4歳以上（年中以上）
- ・小学生
- ※町内在住者に限る

■定員

- ・幼児20人程度
- ・小学生30人程度

■日時

- ◇前半 7月25日（火）～28日（金）
- ◇後半 8月1日（火）～4日（金）

- ・幼児 午後6時～午後7時
- ・小学生 午後7時～午後8時

※天候などにより日程変更または中止となる場合があります。

■参加費

4,500円

※申込み時に徴収します。

■申込方法

事務所に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、申込む。

■申込期間

6月15日（木）～7月1日（土）
午前8時30分～午後5時

※休館日を除きます。

※定員になり次第、受付を終了します。

■問合せ先

TAIKOスポーツセンター田布施
☎ 52・3832



6月4日から10日は『歯の衛生週間』です

問保健センター ☎ 52-4999

歯周病は、歯の周囲の汚れのなかに含まれる細菌の毒素で歯ぐきに炎症が起き、歯を支える骨が溶けていき、歯がグラグラしたり抜けたりする病気です。

次のような症状があったら、歯科医療機関で検査を受けてみましょう。

歯周病は、全身の健康と深く関わりがあり、糖尿病の人は免疫機能の低下により歯周病が悪化しやすいと言われています。食べものやだ液が誤って肺に入っておこる誤嚥性肺炎は歯周病菌が大きな原因となっています。また、歯周病が進行すると早産や低体重児出産が起こることがあります。

歯周病を治療することにより口腔の健康を維持することが、全身の健康維持に重要です。

町では歯科健診の助成を行っています。また、受診した人には歯みがきセットをプレゼントします。

■対象者

令和5年4月1日現在で40～70歳の人

■実施期間

令和5年7月1日～令和6年2月29日

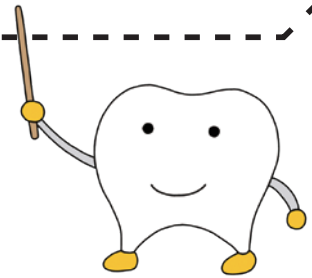
■自己負担額 500円

■実施場所 町内歯科医院

■申込み先 田布施町保健センター

歯周病のセルフチェック

- ☐ 朝起きたときに、口の中がネバネバする。
- ☐ 歯みがきのときに出血する。
- ☐ 硬いものが噛みにくい。
- ☐ 口臭が気になる。
- ☐ 歯ぐきがときどき腫れる。
- ☐ 歯ぐきが下がって、歯と歯の間にすきまができた。
- ☐ 歯がグラグラする。



作り方

- ①新じゃがいもはよく洗い、皮付きのまま1.5cm厚さのくし型に切り、さっと水に浸けて600Wのレンジで6分加熱する。
- ②そら豆はさやから出して熱湯で2分茹で、皮をむく。豚肉は一口大に切る。しめじは石づきを取ってほぐしておく。
- ③フライパンにマヨネーズとおろしにんにくを入れ、中火にかけて半量溶けたところで豚肉としめじを炒め、①とそら豆を加えて炒め合わせる。
- ④味を見て塩、こしょう少々で整える。

新じゃがいも	300g
そら豆（さや付き）	400g
豚もも薄切り肉	160g
しめじ	100g
マヨネーズ	大さじ2
おろしにんにく	小さじ1
塩、こしょう	少々

1人分の栄養価

エネルギー…210kcal
たんぱく質…13.6g 脂質…8.7g
カルシウム…13mg 塩分…0.4g

材料（4人分）

新じゃがとそら豆のホクホク感にマヨネーズのコクと風味が加わったソテーです。豚肉やしめじが入って旨味も栄養価もアップしています。

新じゃがとそら豆のマヨソテー 食生活改善推進協議会



いただきます

『たぶせ健康マイレージ』に参加しましょう！

『たぶせ健康マイレージ』は町民の皆さまの健康づくりを応援する取組です。

健康診査を受診したり、健康づくり活動への参加や生活改善に向けた取り組みを行うことでポイントを獲得し、参加賞と交換できます。楽しみながら、健康づくりを実践しましょう！

■実施期限 令和6年3月31日（日）

■対象者 18歳以上で田布施町に在住、在勤の人

■参加方法

◇スマートフォンをお持ちの場合

- ①『やまぐち健幸アプリ』をインストールします。
- ②健康診査の受診や健康づくりなどに取り組み、ポイントを貯めます。
- ③アプリをインストールしたスマートフォンを持って保健センターにお越しください。



◇チャレンジシートを使う場合

- ①保健センター、町役場健康保険課、各公民館などに備え付けのチャレンジシートを受け取ります。
- ②健康診査の受診や健康づくりなどに取り組み、35ポイントを貯めます。
- ③チャレンジシートを持って保健センターにお越しください。

■参加特典

- ・体重の変化や健康の実践の記録ができる『健康ノート』
- ・やまぐち健康マイレージ協力店に提示すると、割引などのサービスが受けられる『特典カード』

山口県が配信する無料スマートフォンアプリ『やまぐち健幸アプリ』を知っていますか？

◇健幸アプリの主な機能

- ・毎日の歩数、距離、消費カロリーを表示します
 - ・歩数、体重、血圧、健康状態などを記録することができます
 - ・毎日の体温を記録し、健康管理ができます
 - ・自宅で簡単にできる健康づくり動画を配信しています
- ポイントがたまると、『特典カード』が表示され、特典を受けられます。

※アプリのダウンロードは右のQRコードを読み取ってください。



熱中症を予防しましょう

『熱中症』は、高温多湿な環境に長くいることで、体温調節機能が上手く働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症することがあります。高齢者や子ども、障がいのある人は特に注意が必要です。

室内ではエアコンや扇風機を上手に利用し、室温を調節しましょう。



からだの蓄熱を避けるために、通気性・吸湿性・速乾性のある衣類を着用するのも効果的です。



のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分などを補給しましょう。



（参考：厚生労働省ホームページ）

子育て支援センター 『おんとも』

問たぶせ保育園 ☎53-1012

『子育て支援センターおんとも』は、子育てサークルの開催や育児相談など子育て家庭へのいろいろな支援を行っています。

■赤ちゃんサロン 午前10時～正午

【はいはい】 あんよができるまでの赤ちゃん対象

【よちよち】 あんよが上手にできる未就園児対象

【わくわく】 よちよち、はいはい全員対象

＜7月行事＞

■施設開放 全員対象(令和2年4月2日以降生まれ)

午前9時～午後3時30分

(昼休み 午後12時15分～午後1時15分)

土曜日 午前9時～午後12時15分

■調理実習

◇開催日時 7月25日(火) 午前10時30分～

◇はいはい対象 限定5組(要予約)

※予約は『おんとも』で受付けます。

■救命救急講座

◇開催日時 7月7日(金)午前 10時30分～

■プールあそび

第3週目から始まる予定です。

詳細は『おんとも』に問い合わせるか
インスタグラムでご確認ください。



月	火	水	木	金	土
					1 開放
3 開放	4 はいはい 製作あそび	5 開放	6 よちよち 製作あそび	7 わくわく 救命救急講座	8 開放
10 開放	11 はいはい プールあそび 身体測定 ティータイム	12 開放	13 よちよち プールあそび 身体測定 ティータイム	14 わくわく 誕生会	15 開放
17	18 はいはい プールあそび	19 開放	20 よちよち プールあそび	21 開放	22 開放
24 開放	25 はいはい 調理実習	26 開放	27 よちよち プールあそび	28 開放	29 開放
31 開放					

私たちと人権シリーズ

『バスケットボールからの学び』

東田布施小学校長

校長 森本 敏史

中学校の部活動からバスケットボールの魅力にはまり、約40年間バスケットボールに関わってきました。選手、指導者、審判、観客と色々な立場から関わることも経験し、たくさんの学びを得ることができました。

今回はその学びの中から人権教育とバスケットボールの関係について考えてみました。

まず、バスケットボールをプレイするには、相手を尊重することが求められます。試合中に、相手を蹴ったり、暴言を吐いたりすることはルール上ももちろん許されません。それ以上にバスケットボールを楽しむのは、チームの仲間や対戦相手がいてくれるからこそであることを忘れてはなりません。ですから、バスケットボールをする上で、自分自身や相手の権利を尊重することが大切であり、人権教育とも関連しています。

また、バスケットボールは、協力や

チームワークが重要な要素となっています。自分だけが活躍することではなく、チーム全体で勝利を目指すことが求められます。このようなマインドは、人権教育にも共通するものであり、相手を尊重し、協力して目的を達成することが大切であるという教育的価値観を育むことができます。

さらに、バスケットボールは、スポーツマンシップやフェアプレーを重んじるスポーツです。そのため、試合中に反則を取られた場合や、審判の判定に不服がある場合でも、冷静に対処することが求められます。このような姿勢は、学校生活においても重要なものであり、人権教育とも関連しています。

以上のように、バスケットボールは、人権教育とたくさんの関連があります。バスケットボールを通じて、自分自身や他者の権利を尊重すること、協力やチームワークの大切さ、スポーツマンシップやフェアプレーの重要性などを学ぶことができます。

このように学校教育の様々な場面で人権教育の機会と捉え、『自ら求め、最後までやり抜く、思いやりのある子』を育てていきたいと考えています。

お知らせ

【防災行政無線での緊急地震速報訓練】

全国瞬時警報システム（J・ALERTR）で送られてくる国からの緊急情報が、町の防災行政無線から確実に放送されるかどうか、全国一斉に行われます。今回の放送は、6月15日（木）の午前10時ごろに実施されます。

◆問合せ先 総務課総務係

☎52・5802

【田布施スポーツクラブ親睦交流大会を開催します】

田布施スポーツクラブ親睦交流大会を開催します。クラブ員以外でも、スポーツクラブに興味のある人、体験してみたい人も、年齢を問わず誰でも参加できます。

◆日時 7月1日（土）

午前9時30分～午後4時

◆場所 TAIKOSポーツセンター田布施

◆内容 サッカー・ラージボール卓球・バウンドテニス・バドミントン・水泳・弓道など

◆参加費 無料

◆問合せ先 TAIKOSポーツセンター田布施

☎52・3832

【第73回社会を明るくする運動】

7月は『社会を明るくする運動』強調月間・再犯防止啓発月間です。『社会を明るくする運動』は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

■『社会を明るくする運動』に参加しよう！

・問い合わせは近くの保護観察所または『保護観察所』で検索
・更生保護についてもっと知りたい人は『法務省更生保護』で検索

・更生保護ボランティアは『更生保護ネットワーク』で検索

◆法務省保護局公式Twitterアカウント



◆法務省公式YouTubeチャンネル

◆法務省保護局公式Instagramアカウント

◆法務省保護局公式Instagramアカウント

◆法務省保護局公式Instagramアカウント



◆問合せ先 山口保護観察所

☎083・922・1337

【おしゃべりサロン】

『親子でリラックス 子育て中のママ・パパの「おしゃべりサロン」』を開催します。子育てのことなど気軽にしゃべりませんか。

◆日時 7月12日（水）

午前10時～午前11時30分

◆場所

柳井市総合福祉センター2階

◆内容

ハートののれんを作ろう

◆対象者 未就園児の親子10組

◆参加費 50円（材料費）

◆申込方法

電話で申し込む（要申込）

◆申込締切日 7月5日（水）

◆問合せ先 やないファミリー・サポート・センター

☎23・0668

【ダニが媒介する感染症の予防について】

病原体を有するマダニやツツガムシにかまると、感染症にかかることがあります。マダニやツツガムシは、特に春から秋にかけて活動が活発になります。屋外で活動するときには、ダニなどに咬まれないよう次のことに注意しましょう。

◆予防策など

・ダニは、山や野原の他、公園や住宅の庭などにもいることがありますので、草取りや剪定などの際には注意をしてください。

・草むらややぶなどに入る場合は、長袖、長ズボンで、足を完全に覆う靴下や靴を着用するなど、肌の露出を少なくすることが大切です。

・屋外活動の後はダニに咬まれているか確認してください。帰宅後すぐに服を着替えたり、体をシャワーで洗い流すと有効です。

以下は広告スペースです。「広報たふせ」に掲載している内容とは関係ありません。

高機能アロマオイルやクリームを使ったリンパマッサージで心地よい時間を作りませんか。

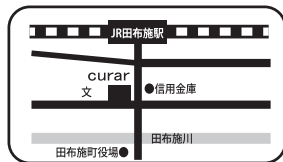
手・腕コース
顔コース
足（膝から下・足裏）コース
全身コース

詳しくはお気軽にあたってください。

取扱化粧品 カネボウ・LISSAGE・TWANY
リサーチ

日本エステティック協会公認店

cosme&esthe curar



TEL 0820-52-2769

田布施町砂田
定休日 日曜・祝日・臨時休業日あり

全メーカー全車種トータル販売

新車・中古車 150台以上展示中

満足していただけるサービスを心がけております



オートプラザ
(株)大島商会

〒742-1514

熊毛郡田布施町別府国道沿

FAX.(0820) 55-5085 http://www.ap-oshima.com

TEL.(0820) 55-5011

・屋外で、犬や猫などの動物にダニが付くことがあります。

取り除くには、目の細かいクシをかけると効果的です。ダニ駆除薬もありますので獣医師にご相談ください。

・吸血中のダニに気づいた時は、自分でダニをつぶさず、医療機関を受診するようにしてください。

・ダニに咬まれた後に、発熱などの症状がある場合は、医療機関を受診してください。

■問合せ先

山口県柳井健康福祉センター
健康増進課地域保健班
☎0820・22・3631

講習・講座

【島スクエアプラス

起業家育成講座】

身近な事例を参考に、講義と演習を通して、興味・関心のあるビジネスについて起業プランを考えていきます。

◇日時 7月1日(土)・15日(土)

午後2時～午後5時

◇会場 島スクエアプラス起業教育研究センター

(周防大島町小松91・4)

◇講師 中本和幸氏

(中本経営コンサルティング事務所代表・中小企業診断士)

◇主催

NPO法人島スクエアプラス

◇申込方法 受講を希望する人の、氏名と連絡方法をお知らせください。(当日受付も可)

◇申込み・問合せ先

NPO法人島スクエアプラス
〒742・2106

周防大島町小松91・4

☎090・7979・4615

E-mail npo-shinaplus@seaicn-tv.ne.jp



【消費生活センター講座】

資産運用をこれから始める人向けに、基礎知識から新しいNISA制度と金融トラブルの事例紹介までわかりやすく解説します。

◇開催日 7月15日(土)

◇開催時間

午前10時30分～12時20分

◇場所 柳井市文化福祉会館

2階大会議室

◇定員 50人

※事前予約制です。当日参加も可能ですが、できるだけ事前の申し込みをお願いします。

◇申込期限 6月30日(金)

◇申込み・問合せ先

柳井地区広域消費生活センター(柳井市商工観光課内)

☎22・2125

相談

【労働問題でお困りはありませんか
労働ほっとラインのご利用を！】

県では、各種労働問題にお電話でお答えする『労働ほっとライン』を開設しています。

賃金、労働時間、解雇、パワハラなど、何でもお気軽にご相談ください。

◇労働ほっとライン電話番号

083・933・3232

◇相談員 社会保険労務士

◇相談料 無料(別途通信料必要)

◇相談日 月曜日～金曜日

午前9時～午後6時

(祝日、年末年始を除く)

◇メールアドレス

roudou@pref.yamaguchi.lg.jp

※ご相談は、メールでも受付けています。このほか、県による『あっせん』も行っています。詳細は、県ホームページを確認してください。

◇問合せ先 山口県労働政策課

☎083・933・3210

【『女性の権利110番』&
『LGBTsの権利110番』】

◇日時 6月23日(金)

午前10時～午後4時

◇主催 山口県弁護士会、日本弁護士連合会

◇相談内容 女性の権利・LGBTsの権利一般に関する臨時無料電話相談

※ご相談は1人あたり15分程度とさせていただきます。

◇特設電話番号

☎083・922・8739

◇相談員 弁護士 6人

◇相談料 無料

◇問合せ先

山口県弁護士会事務局

〒753・0045

山口市黄金町2・15

☎083・922・0087

FAX 083・928・2220

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築・リフォーム



塩谷建築

☎55-5715

熊毛郡田布施町別府1667

■ E-mail shioken1@clear.ocn.ne.jp

■ URL http://shiotanikentiku.ec-net.jp/



町の便利屋さん Benry

ベンリー柳井店

Instagramで作業事例が見られます▶



0120-058-871

晃和興産グループ 柳井市南町 4-4-1

【6月は『外国人労働者問題
啓発月間』です】

外国人を雇用する事業主は、外国人労働者の雇入れおよび離職の際に、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

『誰もが活躍できる職場づくりを進めよう』外国人雇用はルールを守って適正に！

■問合せ先 ハローワーク柳井
☎ 22・2661

募集

【シルバー人材センターの会員
を募集します】

健康で働く意欲のある60歳以上の皆さん。シルバー人材センターの会員になってみませんか。まずは入会説明会にお越しください。

◆説明会開催日 7月19日(水)

・8月23日(水)・9月20日(水)

◆会場 柳井市総合福祉センター3階研修室

◆時間

午後1時30分～午後3時

◆持参物 筆記用具

◆問合せ先 (公社)柳井広域シルバー人材センター
☎ 23・5959
FAX 23・6116

【放送大学山口市学習センター
入学生募集】

放送大学はインターネットやテレビによって学ぶことができます。通信制大学です。多彩な放送授業が約300科目あり、好きな科目を1科目から選択できます。皆さまもこの機会に生涯学習として、またご自身のキャリアアップ、資格取得を目指して学修してみませんか。学生同士の交流の場としても最適です。

■2023年10月入学出願受付

◆第1回

6月10日(土)～8月31日(木)

◆第2回

9月1日(金)～12日(火)

■入学相談時間

午前9時30分～午後5時

(月曜日、祝日を除く)

※インターネットから『放送大学』を検索してください。

■問合せ先

放送大学山口市学習センター

☎ 083・928・2501

試験

【狩猟免許試験】

■試験会場

◆岩国会場

・日時 7月16日(日)

午前9時～午後4時

・場所 岩国市地方卸売市場

(岩国市尾津5・11・1)

・申込期限

7月5日(水)午後5時

◆周南会場

・日時 8月27日(日)

午前9時～午後4時

・場所 ゆめプラザ熊毛

(周南市熊毛中央町1・1)

・申込期限

8月16日(水)午後5時

※郵送の場合、受けようとする試験期日の申込期限までの消印のあるものが有効です。

※申請様式は県庁自然保護課ホームページから取得できます。

◆手数料

・新規受験者 5,200円

・すでに免許を所持し、さらに他の種類の狩猟免許を受験する人 3,900円

◆申請書の配布・受付

山口県柳井農林水産事務所

は中等教育学校を卒業する見込みの人

②人事院が①に掲げる人に準ずると認める人

■試験の程度 高校卒業程度

■受験申込方法

原則としてインターネットで申し込む

◆インターネット申込専用アドレス

<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

■受験申込受付期間

◆インターネット申込み

6月19日(月)午前9時～28日(水)

※6月28日(水)までに申込データを受信完了したものに限り受付れます。

■第1次試験

◆試験日 9月3日(日)

◆試験地

人事院中国事務局が管轄する試験地は、鳥取市・松江市・岡山市・広島市・山口市

◆試験科目 基礎能力試験・適性試験・作文試験

■第1次試験合格発表日

10月5日(木)

■パンフレットの請求、問合せ先

広島国税局総務部人事第二課

山口県柳井農林水産事務所

■助成制度

『わな猟免許』および『第一種銃猟免許』の新規取得者に対する助成制度があります。詳細は県庁自然保護課ホームページに掲載してありますので、ご確認ください。

■問合せ先

◆狩猟免許試験・更新について

山口県岩国農林水産事務所

☎ 0827・29・1567

■助成制度について

県自然保護課

☎ 083・933・3050

【税務職員採用試験】

試験研修係

〒730・8521

広島市中区上八丁堀6・30

☎082・221・9211

または近くの税務署総務課へ

<https://www.nta.go.jp>

【刑務官採用試験】

■1次試験日 9月17日(日)

◇募集資格

① 刑務Aおよび刑務A(武道)

【男子】

② 刑務Bおよび刑務B(武道)

【女子】

③ 刑務A(社会人)および刑務B

(社会人)

※武道は実技試験があります。

◇受験資格

①・② 平成6年4月2日～平

成18年4月1日に生まれた人

③ 昭和58年4月2日～平成6年

4月1日に生まれた人

◇募集期間

7月18日(火)～27日(木)

※インターネットでの申し込み

となります。(<https://www.moj.go.jp/moj/KYOUSEI/SAIYO/index.html>)

問合せ先

岩国刑務所

☎0827・41・0136



柳井警察署だより

問 柳井警察署 ☎23-0110

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/police/10147.html>

theme

うそ電話詐欺にご用心

うそ電話詐欺は日々巧妙化しており、どんなに注意をしてもだまされてしまう場合があります。詐欺犯人からの電話を受けないための対策を講じて、自分や家族の大切な財産を守りましょう。

被害に遭わないためのポイント

◇詐欺犯と話さない対策が有効!

自分はだまされないと思っていても、被害に遭われる人は少なくありません。

留守番電話設定や防犯機能付き電話を利用し、相手の声を確かめて電話に出るなど、すぐに電話に出ない対策をとりましょう。

◇すぐに家族や警察に相談を!

電話やメールで、現金や電子マネーカードの購入を要求された場合は、一人で判断せず、まずは家族や警察に相談しましょう。



人口と世帯

(5月1日現在)



… 人口 …

14,424 人

(増減 -28 人)

… 男 …

6,918 人

… 女 …

7,506 人

… 世帯 …

6,943 世帯

今月の納期限

6月30日(金)

納期限内に納付しましょう

◇対象および内容の問合せ先

町県民税・固定資産税・軽自動車税

……………税務課 ☎52-5804

国民健康保険税

後期高齢者医療保険料・介護保険料

……………健康保険課 ☎52-5809

保育所保育料および児童クラブ保育料

……………町民福祉課 ☎52-5810

町営住宅使用料および駐車場使用料

……………建設課 ☎52-5807

下水道受益者負担金

……………建設課 ☎52-5817

◇町県民税 (1期)

◇保育所保育料・児童クラブ保育料 (6月分)

◇町営住宅使用料・駐車場使用料 (6月分)

※やむを得ず納期限までに納付できない事情のある人は、担当窓口にご相談ください。

7月のカレンダー

省略文字

- 西公：西田布施公民館 ●東公：東田布施公民館 ●麻公：麻郷公民館
- 城公：城南公民館 ●里公：麻里府公民館 ●麻福：麻郷福祉会館
- いきいき：高齢者いきいき館 ●中学：田布施中学校

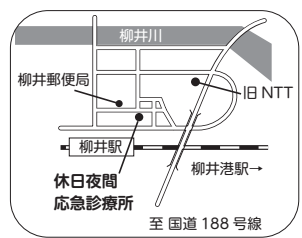
1 (土)		16 (日)	
2 (日)		17 (月)	
3 (月)	■妊婦・育児相談(要予約) 10:00～12:00(西公) 【心】	18 (火)	
4 (火)		19 (水)	■ちびっこ広場(要予約) 10:00～11:30(西公)
5 (水)		20 (木)	■街頭献血 9:30～11:15(マルキュウ田布施店) ■オレンジカフェ 10:00～11:30(里公) ■みんなのカフェ 12:00～15:00(いきいき)
6 (木)	■みんなのカフェ 12:00～15:00(いきいき) ■オレンジカフェ 10:00～11:30(城公)	21 (金)	
7 (金)		22 (土)	■健康・栄養相談(要予約) 10:00～11:30(いきいき)
8 (土)	■こども食堂『らぶちゃん』 11:00～12:30(麻福)	23 (日)	■魅力再発見ウォーキング 5:30～(地域交流館駐車場) ■詩情公園クリーンアップデー 8:00～(地域交流館裏)
9 (日)		24 (月)	【困】
10 (月)	【心】	25 (火)	
11 (火)		26 (水)	■こころの相談(要予約) 13:30～15:00(西公)
12 (水)		27 (木)	■オレンジカフェ 10:00～11:30(いきいき)
13 (木)	■みんなのカフェ 12:00～15:00(いきいき)	28 (金)	■健康・栄養相談(要予約) 10:00～11:30(西公)
14 (金)		29 (土)	■カヌーに乗って遊ぼう! 10:00～12:00(田布施川さくら橋付近)
15 (土)		30 (日)	■魅力再発見ウォーキング 5:30～(地域交流館駐車場)
◇子ども食堂『らぶちゃん』の予約・問合せ先 田布施町社会福祉協議会 ☎53-1103		31 (月)	【心】
◇各種相談、ちびっこ広場の問合せ先 保健センター ☎52-4999			

休日夜間応急診療所

(柳井市中央1-10-17)

◇連絡先(診療時間内)

☎22-9001



【困】 困りごと相談
日時 7月24日(月)
10:00～15:00
場所 町役場会議室棟A
問 町民福祉課 ☎52-5811

【心】 心配ごと相談
日時 毎週月曜日
10:00～11:00
(7月17日・24日を除く)
場所 町社会福祉協議会
問 ☎53-1103

区分	診療日	診療時間
休日 昼間	日曜日・祝日 盆(8月15日) 年末年始(12月30日～1月3日) ※夜間診療はありません。	9:00～12:00 (受付 11:30まで) 13:00～17:00 (受付 16:30まで)
平日 夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません。	19:00～22:00 (受付 21:30まで)

**田布施町
メール配信サービス**

QRコードを
読み取り、手
順に沿ってご
登録ください。



『QRコード』は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。